

2 3 3 1 - 1 2 4 1 2 7 - 1 障害者雇用状況報告書 事業主控

令和2年1月24日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、 下記のとおり報告します。		令和 2 年 1 月 24 日	公共職業安定所長 殿										
A 事業主	(ふりがな) とくていひえいりかつどうほうじんしんしろどりーむそう	〒 441 - 1352	① 事業の種類 まちづくり事業										
	法人名称 特定非営利活動法人しんしろどりーむ荘	住 所 愛知県新城市豊栄439-1		② 事業所の数 1									
	(ふりがな) だいはりじやまもとたくや	法人にあっては主たる事業所の所在地											
	氏名又は代表者氏名 代表理事 山本タクヤ	(TEL 0536 - 22 - 0802)											
B 雇用の状況	区 分	合 計				C 事業所別の内訳							
	③ 適用事業所番号	—	—	—	—	—	—	—	—				
	④ 事業所の名称	事務所											
	⑤ 事業所の所在地									愛知県新城市平井字若杉1-3 コーポテラ1階東			
	⑥ 事業の内容												
	⑦ 除外率									%	%	%	%
	⑧ 常用雇用労働者の数												
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	3 人	人	人	人	人	人					
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人					
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人					
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	3.0 人	人	人	人	人	人						
⑨ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数													
(ホ) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(ヘ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	1 人	人	人	人	人	人						
(ト) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(フ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+(ヘ)+(フ)×0.5]	人	1.0 人	人	人	人	人	人						
(ス) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(セ) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(ニ) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(ヒ) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(ル) 知的障害者の数 [(ス×2)+(セ)+(ニ)+(ヒ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人						
(ホ) 精神障害者の数	人	1 人	人	人	人	人	人						
(ヘ) 精神障害者である 短時間労働者の数	人	1 人	人	人	人	人	人						
(ロ) (ヘ)のうち 裏面 8-2 に該当する者の数	人	人	人	人	人	人	人						
(リ) 精神障害者の数 [(ホ)+(ヘ)-(ロ)×0.5]+(ヘ)	人	1.0 人	人	人	人	人	人						
⑩ 計 [(9)の(リ)+(9)の(カ)+(9)の(ロ)]	人	2.0 人	人	人	人	人	人						
⑪ 実雇用率 (⑩)/(⑧)×100		66.66 %											
は 精神障害者の不足数 [(⑧)-(⑩)×法定雇用率] ⑫	人												
D 障害者 雇用推進者	役職名 代表理事	氏名 山本拓哉	E 記入 担当者	所属部課名 代表理事	氏名 山本拓哉								

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号 (裏面)

[注意]

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 5 ⑦欄には、⑥欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 6 ⑧(イ)欄並びに⑨(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 7 ⑧(ニ)欄には、⑧(ハ)欄の数に⑦欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑧(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 8 ⑨欄及び⑩欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 8-2 ⑨(レ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 9 ⑧(ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑫欄には、⑧(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑩欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.2、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.5であること。
- 12 D欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任される者をいうものであること。